

大和市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大和市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第4条第2項中「支給する場合」を「交付する場合」に、「期間について支給するもの」を「分」に、「10月から」を「、10月から」に改める。

第6条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び会派に所属しない議員が行う別表に掲げる市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てることができるものとする。

第10条第2号中「の使途基準」を「に規定する経費の範囲」に、「当該使途基準」を「当該経費の範囲」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

番号	項目	内容
1	研究研修費	研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
2	調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
3	資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4	資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5	広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費
6	広聴費	住民からの市政及び会派又は会派に所属しない議員の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
7	人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
8	事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付する政務活動費から適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。